

本庄市告示第48号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、本庄都市計画を変更したいので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の変更の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の変更の案については、同法第21条第2項において準用する同法第17条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに本庄市長に意見書を提出することができる。

令和6年3月4日

本庄市長 吉田 信



1 都市計画の種類及び名称

種類 本庄都市計画土地区画整理事業

名称 本庄新都心土地区画整理事業

2 都市計画を変更する土地の区域

本庄市北堀字山ノ根の全部並びに早稲田の杜一丁目の一部並びに栗崎字東谷、字前田、字欠田及び字前河原の一部並びに北堀字前山及び字久下塚の一部並びに西富田字大久保山の一部

3 縦覧期間

令和6年3月4日（月）から令和6年3月18日（月）まで。ただし、本庄市都市整備部都市計画課又は本庄市経済環境部支所環境産業課で閲覧する場合は、本庄市の休日を定める条例（平成18年本庄市条例第2号）に規定する休日を除く。

4 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分まで

5 都市計画の案の縦覧場所

本庄市本庄3丁目5番3号

本庄市都市整備部都市計画課（市役所2階）

本庄市児玉町八幡山368番地

本庄市経済環境部支所環境産業課（児玉総合支所 2 階）  
本庄市ホームページ

6 意見書の提出期間

令和 6 年 3 月 4 日（月）から令和 6 年 3 月 1 8 日（月）まで。ただし、本庄市都市整備部都市計画課へ直接持参する場合は、本庄市の休日を定める条例（平成 1 8 年本庄市条例第 2 号）に規定する休日を除く。

7 意見書の提出先

本庄市本庄 3 丁目 5 番 3 号  
本庄市都市整備部都市計画課（市役所 2 階）